

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
-----------------------------------	--

目 次

規 則	ページ
◎計量器の検定、検査等に関する規則の一部を改正する規則	1
◎高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	2
○保安林の指定予定の通知 (5件) (治山林道課)	2
○保安林の解除予定の通知 (")	3
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (10件) (")	4
○基本測量の終了の通知 (3件) (用地対策課)	12
○公共測量の終了の通知 (")	12

公 告	
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (伐倒及び薬剤による防除) (木材増産推進課)	12
○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項 (薬剤による防除) (")	13

規 則

計量器の検定、検査等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

計量器の検定、検査等に関する規則の一部を改正する規則

計量器の検定、検査等に関する規則（昭和30年高知県規則第67号）の一部を次のように改正する。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第7条関係）

（3部複写）No.

受付	第 号	特定計量器定期検査受検伝票兼現金領収証書							市町村	
		年度	款				項			
		一般会計		目				節		
業種	食料品 精肉 鮮魚 青果 農業 曜 市 その他 ()	住所（主たる事務所の所在地） 氏名（名称）	目量又は感量が1万分の1以上のもの			目量又は感量が1万分の1未満のもの			型式又は能力	
			1個当たりの手数料	個数	手数料の額	1個当たりの手数料	個数	手数料の額		
デジタル表示機構のはかり	電気式はかり（自動はかりを除く。）	100kg以下	円	個	円	円	個	円		
		250kg以下								
		500kg以下								
アナログ指示機構のはかり	手動天びん	100kg以下								
	等比皿手動はかり	100kg以下								
	棒はかり	—								
	その他の手動はかり（皿手動はかり（等比皿手動はかりを除く。）、さおはかり（棒はかりを除く。）、懸垂式はかり及び台手動はかり）	100kg以下								
		250kg以下								
		500kg以下								
ばね式指示はかり（直線目盛りを除く。）	100kg以下									
	250kg以下									

		500kg以下							
	ばね式指示はかり(直線目盛り)	—							
	手動指示併用はかり	100kg以下							
	その他の指示はかり	100kg以下							
おもり類	分銅								
	定量おもり								
	定量増おもり								
	合 計		①			②			
	総 計 (①+②)		総受検 個数		個	手数料 の総額		円	

円

上のおり領収しました。
ただし、特定計量器定期検査手数料として

年 月 日
高知県工業技術センター 現金取扱員

氏 名 _____ 印

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第11号

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則の一部を改正する規則

高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則(平成13年高知県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第22条第3項の表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に、「第10条の11の9第1項」を「第10条の11第1項」に改める。

別表第2の6の項中「第10条の11の9第1項」を「第10条の11第1項」に改める。

別表第3室素に係る指標の項及び隣に係る指標の項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別記第8号様式中「第10条の11の9第1項」を「第10条の11第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第22条第3項の表の改正規定(「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める部分に限る。)及び別表第3の改正規定は、同年7月1日から施行する。

告 示

高知県告示第132号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成31年3月8日

高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医 療 機 関 の 所 在 地 廃止年月日
物部診療所 香美市物部町五王堂943-7 平30・3・31

高知県告示第133号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成31年3月8日

<p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 安芸郡北川村竹屋敷字長谷226、720の1、721</p> <p>2 指定の目的 水源の涵養</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第134号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成31年3月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成31年3月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町桑瀬字ユヅリハ389の2</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字ユヅリハ389の2（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第136号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成31年3月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>	<p>い。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び仁淀川町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第137号 農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成31年3月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 保安林予定森林の所在場所 幡多郡大月町口目塚字投石134、135の1、135の2、136、167の3、167の25、167の26、167の40、167の44、169の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大月町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第138号 農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。 平成31年3月8日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 尾崎 正直</p>
<p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡いの町勝賀瀬字弘瀬1061の2、1061の3、宇産屋谷3555の1、3556の1</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字弘瀬1061の3・宇産屋谷3555の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第135号</p>	<p>1 保安林予定森林の所在場所 吾川郡仁淀川町川渡字上船板10716から10720まで、10723、10724、10726、10727、10729、10730、10732から10734まで、10736から10739まで、10740の1、10740の2、10741、10742の1、10742の2、10743、10744、10751、10752、10754、字下船板10780、10781、10783から10788まで</p> <p>2 指定の目的 土砂の流出の防備</p> <p>3 指定施業要件 (1) 立木の伐採の方法 ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字上船板10717・10732から10734まで・10737から10739まで・10740の1・10740の2（以上9筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな</p>	<p>1 解除予定に係る保安林の所在場所 香美市土佐山田町繁藤字馬瀬込1886の7</p> <p>2 保安林として指定された目的 水源の涵養</p> <p>3 解除の理由</p>

<p>道路用地とするため 高知県告示第139号 平成30年10月高知県告示第784号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所及び大月町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町東川1028番地 イ 氏名 長谷田 和子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町833番地 イ 氏名 森本 明美</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区三軒茶屋一丁目31番3号 イ 氏名 長谷田 誠</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町東川1028番地 イ 氏名 長谷田 文恵</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町東川1028番地 イ 氏名 長谷田 昭夫</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 宿毛市二ノ宮741番地 イ 氏名 沢松 進</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松田 栄之助</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊与田 安次</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名</p>	<p>伊与田 喜之助</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊与田 先太郎</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊与田 忠次郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊与田 馬次</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 磯次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 嘉市</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 観</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 才次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 春次</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 春太</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 村次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 徳太郎</p>	<p>(21)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 寅之助</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 繁太郎</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 依岡 柳助</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岩田 菊吾</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岩田 近次</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岩田 市太郎</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岩田 秀次</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岩田 初次</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 岩田 清之助</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川748番地 イ 氏名 金枝 亀太郎</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 金井 武兵衛</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所</p>
--	---	--

	住所なし	イ 氏名	池内 清太郎
(33)ア	イ 氏名 溝渕 助四郎 登記簿記載の住所 住所なし	(44)ア	(55)ア 登記簿記載の住所 住所なし
(34)ア	イ 氏名 坂本 岩次 登記簿記載の住所 住所なし	イ 氏名	イ 氏名
(35)ア	イ 氏名 山本 伊之助 登記簿記載の住所 住所なし	(45)ア	(56)ア 登記簿記載の住所 住所なし
(36)ア	イ 氏名 山本 佐弥太 登記簿記載の住所 住所なし	イ 氏名	イ 氏名
(37)ア	イ 氏名 山本 筆次 登記簿記載の住所 住所なし	(46)ア	(57)ア 登記簿記載の住所 住所なし
(38)ア	イ 氏名 山本 平蔵 登記簿記載の住所 住所なし	イ 氏名	イ 氏名
(39)ア	イ 氏名 酒井 音次 登記簿記載の住所 住所なし	(47)ア	(58)ア 登記簿記載の住所 住所なし
(40)ア	イ 氏名 松田 兼太 登記簿記載の住所 住所なし	イ 氏名	イ 氏名
(41)ア	イ 氏名 大黒 金八 登記簿記載の住所 住所なし	(48)ア	(59)ア 登記簿記載の住所 住所なし
(42)ア	イ 氏名 大黒 兼馬 登記簿記載の住所 住所なし	イ 氏名	イ 氏名
(43)ア	イ 氏名 大黒 時次 登記簿記載の住所 住所なし	(49)ア	(60)ア 登記簿記載の住所 住所なし
		イ 氏名	イ 氏名
		(50)ア	(61)ア 登記簿記載の住所 住所なし
		イ 氏名	イ 氏名
		(51)ア	(62)ア 登記簿記載の住所 住所なし
		イ 氏名	イ 氏名
		(52)ア	(63)ア 登記簿記載の住所 住所なし
		イ 氏名	イ 氏名
		(53)ア	(64)ア 登記簿記載の住所 住所なし
		イ 氏名	イ 氏名
		(54)ア	(65)ア 登記簿記載の住所 住所なし
		イ 氏名	イ 氏名
			中野 十太郎

(66)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中野 常次	幅多郡下川口村貝ノ川63番屋敷 イ 氏名 溝渕 卯太郎	イ 氏名 沖 三四郎
(67)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中野 甚太郎	(78)ア 登記簿記載の住所 幅多郡下川口村貝ノ川81番屋敷 イ 氏名 岡林 紋太郎	(89)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 亀谷 為次郎
(68)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中野 数馬	(79)ア 登記簿記載の住所 大阪府和泉市里島町812番地1 イ 氏名 溝渕 和洋	(90)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 金枝 亀太郎
(69)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中野 千太郎	(80)ア 登記簿記載の住所 幅多郡下川口村貝ノ川1284番地 イ 氏名 岡林 重寿	(91)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 金枝 金太郎
(70)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中野 樽助	(81)ア 登記簿記載の住所 宿毛市貝塚4番5号 イ 氏名 亀谷 雄七	(92)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 金枝 実太郎
(71)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 浜詰 克次	(82)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川686番地 イ 氏名 公文 教行	(93)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 金枝 忠太郎
(72)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 浜口 亀五郎	(83)ア 登記簿記載の住所 幅多郡下川口村貝ノ川765番2号地 イ 氏名 壬生 勇	(94)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 金枝 与左衛門
(73)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 平田 米三郎	(84)ア 登記簿記載の住所 幅多郡下川口村貝ノ川743番地 イ 氏名 徳久 達次	(95)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 公文 吉次
(74)ア 登記簿記載の住所 高知市曙町一丁目32番12号 イ 氏名 川渕 信寛	(85)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市浦尻63番地 イ 氏名 溝淵 清男	(96)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 公文 浅太郎
(75)ア 登記簿記載の住所 幅多郡下川口村貝ノ川759番地 イ 氏名 溝渕 勉	(86)ア 登記簿記載の住所 幅多郡下川口村貝ノ川761番地 イ 氏名 溝渕 富貴男	(97)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 公文 柳平
(76)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 溝渕 伝平	(87)ア 登記簿記載の住所 幅多郡下川口村貝ノ川 イ 氏名 徳久 達次	(98)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 広畑 丑五郎
(77)ア 登記簿記載の住所	(88)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川	(99)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名

(100)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 卯太郎	(111)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 壬生 藤太郎	土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 那須 平太郎
(101)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 岩五郎	(112)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 壬生 勇次郎	(123)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 那須 柳野
(102)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 亀次	(113)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 大久保 久米蔵	(124)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 半田 常太郎
(103)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 兼太郎	(114)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 大久保 貞吾	(125)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 半田 馬次
(104)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 重吉	(115)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 谷岡 吉五郎	(126)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 半田 弁太郎
(105)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 常吾	(116)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 中川 次太郎	(127)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 木村 麻野
(106)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 伝太郎	(117)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 田辺 芳太郎	(128)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 門田 宇太郎
(107)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 茂太郎	(118)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 徳久 嶋太郎	(129)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 門田 兼太郎
(108)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 溝渕 良馬	(119)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 那須 輝一	(130)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 門田 茂右衛門
(109)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 壬生 音次郎	(120)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 那須 常之丞	(131)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川1490番地 イ 氏名 門田 彦太郎
(110)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 壬生 次平	(121)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川 イ 氏名 那須 平三郎	(132)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川1500番地 イ 氏名 半田 夏
	(122)ア 登記簿記載の住所	(133)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川1506番地

イ 氏名 門田 留時 (134)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川431番地	(145)ア 公文 市太 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川700番地	(156)ア 登記簿記載の住所 東京都東村山市栄町三丁目14番地 1
イ 氏名 広畑 作江 (135)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川494番地	イ 氏名 木村 助太郎 (146)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川752番地	イ 氏名 亀谷 利彦 (157)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川584番地
イ 氏名 半田 唯吉 (136)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川1513番地	イ 氏名 溝淵 丑太郎 (147)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川753番地	イ 氏名 溝淵 喜子 (158)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川66番屋敷
イ 氏名 中川 良久 (137)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川513番地	イ 氏名 木村 虎之助 (148)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川754番地	イ 氏名 溝淵 常次 (159)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川84番屋敷
イ 氏名 半田 亀太郎 (138)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川551番地	イ 氏名 木村 金太郎 (149)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川758番地	イ 氏名 岡林 竹雄 (160)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川744番地
イ 氏名 中川 岩五郎 (139)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川553番地	イ 氏名 田辺 新太郎 (150)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川766番地	イ 氏名 金枝 熊市 (161)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川758番地
イ 氏名 門田 作太郎 (140)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川558番地	イ 氏名 亀谷 作太郎 (151)ア 登記簿記載の住所 大阪市淀川区宮原一丁目 9 番10号	イ 氏名 田辺 新太郎 (162)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市高井田28番10-406号
イ 氏名 中川 重太郎 (141)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川559番地	イ 氏名 壬生 勇 (152)ア 登記簿記載の住所 高知市潮新町一丁目16番 5 号 潮新町宿舍 3 - 1	イ 氏名 津田 拓 (163)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通一丁目12番15号 棧橋通市街地住宅302
イ 氏名 門田 糸枝 (142)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川676番地	イ 氏名 那須 俊介 (153)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川731番地	イ 氏名 津田 みどり (164)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川36番屋敷
イ 氏名 壬生 縫之助 (143)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川686番地	イ 氏名 溝淵 紀子 (154)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川559番地	イ 氏名 金枝 忠太郎 (165)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川36番屋敷
イ 氏名 公文 和太郎 (144)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川695番地	イ 氏名 門田 房恵 (155)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川42番屋敷	イ 氏名 金枝 忠太郎 (166)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1425番地
イ 氏名	イ 氏名 木村 麻野	イ 氏名 那須 宇之吉 (167)ア 登記簿記載の住所

<p>名古屋市中区栄一丁目2番58号 イ 氏名 名和商事株式会社 (168)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川73番屋敷 イ 氏名 那須 浦太郎 (169)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市貝ノ川1270番地 イ 氏名 岩井 節代 (170)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村貝ノ川1187番地 イ 氏名 溝淵 鶴</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和58年2月農林水産省告示第185号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第140号 平成30年10月高知県告示第785号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を土佐清水市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛2391番地 イ 氏名 亀井 泉 (2)ア 登記簿記載の住所 大阪市阿倍野区阪南町西四丁目5番地 イ 氏名 亀井 征 (3)ア 登記簿記載の住所 大阪府河内市大字鴻池1122番地 イ 氏名</p>	<p>亀井 靖三 (4)ア 登記簿記載の住所 大阪市港区魁町一丁目23番地 イ 氏名 西岡 康夫 (5)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉丙148番地2 公務員宿舍431号 イ 氏名 岩川 すみ造 (6)ア 登記簿記載の住所 鎌倉市岩瀬682番地 イ 氏名 佐井 照恵 (7)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙279番地 イ 氏名 武藤 徳枝 (8)ア 登記簿記載の住所 熊本県荒尾市八幡台一丁目13番11号 イ 氏名 武藤 春吉 (9)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市浦尻7番11号 イ 氏名 岡 佐保 (10)ア 登記簿記載の住所 中村市丸の内52番地 イ 氏名 野村 絹 (11)ア 登記簿記載の住所 西宮市甲子園口二丁目72番地 イ 氏名 亀井 新次郎 (12)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙278番地 イ 氏名 武藤 徹 (13)ア 登記簿記載の住所 東大阪市玉串町東一丁目3番56号 イ 氏名 尾崎 恵則 (14)ア 登記簿記載の住所 神奈川県藤沢市大鋸365番地 イ 氏名 岡谷 政直</p>	<p>(15)ア 登記簿記載の住所 中村市丸の内1813番地23 イ 氏名 武藤 貞雄 (16)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1118番地 イ 氏名 岡崎 清光 (17)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市幸町11番2号 イ 氏名 福島 勝郎 (18)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎3219番地イ イ 氏名 坂本 雅代 (19)ア 登記簿記載の住所 布施市小坂本町二丁目25番地1 イ 氏名 坂本 貴美 (20)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市天神町2番20号 イ 氏名 野中 清枝 (21)ア 登記簿記載の住所 大阪市東住吉区長吉六反町174番地2 イ 氏名 安井 勝 (22)ア 登記簿記載の住所 茨城県水戸市吉沢町844番地2 イ 氏名 谷本 健一 (23)ア 登記簿記載の住所 高岡郡佐川町中組84番地 イ 氏名 西森 守吉 (24)ア 登記簿記載の住所 大阪府吹田市大字片山2299番地13 イ 氏名 松下 芳喜 (25)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙260番地 イ 氏名 武藤 美代子 (26)ア 登記簿記載の住所</p>
--	--	--

<p>土佐清水市浦尻205番地2</p> <p>イ 氏名 武藤 竹三郎</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市竜串24-19号</p> <p>イ 氏名 坂本 雅代</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 大阪市住吉区我孫子東三丁目3番12-46号</p> <p>イ 氏名 野村 浩教</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1119番2号地</p> <p>イ 氏名 藤川 重一</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市斧積591番地</p> <p>イ 氏名 倉本 朝衛</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙2064番地</p> <p>イ 氏名 田辺 亀野</p> <p>(32)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市片粕177番2号地</p> <p>イ 氏名 細川 義明</p> <p>(33)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市戎町2番20号</p> <p>イ 氏名 手島 常美</p> <p>(34)ア 登記簿記載の住所 高知市北越前町98番地</p> <p>イ 氏名 熊岡 康博</p> <p>(35)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙3712番地</p> <p>イ 氏名 松下 友次郎</p> <p>(36)ア 登記簿記載の住所 高知市南秦泉寺125番地6</p> <p>イ 氏名 野村 絹</p> <p>(37)ア 登記簿記載の住所 大阪市鶴見区今津中一丁目6番12-605号</p>	<p>イ 氏名 西岡 康夫</p> <p>(38)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛2639番地1</p> <p>イ 氏名 亀井 泉</p> <p>(39)ア 登記簿記載の住所 大阪市西成区潮路一丁目2番25号</p> <p>イ 氏名 亀井 靖三</p> <p>(40)ア 登記簿記載の住所 中村市中村245番地2</p> <p>イ 氏名 金枝 友吉</p> <p>(41)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎964番地</p> <p>イ 氏名 松下 友次郎</p> <p>(42)ア 登記簿記載の住所 大阪府枚方市川原町5番9-12号</p> <p>イ 氏名 岡崎 清光</p> <p>(43)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市三崎3706番地2</p> <p>イ 氏名 坂本 雅代</p> <p>(44)ア 登記簿記載の住所 東京都東久留米市上の原一丁目2番3-102号</p> <p>イ 氏名 岡谷 政直</p> <p>(45)ア 登記簿記載の住所 大阪市平野区長吉六反五丁目4番32-305号</p> <p>イ 氏名 安井 勝</p> <p>(46)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1124番地</p> <p>イ 氏名 岡崎 哲郎</p> <p>(47)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市幸町7番1号</p> <p>イ 氏名 福島 勝郎</p> <p>(48)ア 登記簿記載の住所 土佐清水市宗呂丙1998番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>野中 清枝</p> <p>(49)ア 登記簿記載の住所 幡多郡下川口村片粕177番地2号地</p> <p>イ 氏名 細川 義明</p> <p>(50)ア 登記簿記載の住所 大阪市鶴見区今津中一丁目6番12-605号</p> <p>イ 氏名 西岡 康夫</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年2月農林水産省告示第202号(五に限る。)</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第141号 平成30年10月高知県告示第797号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村越知面西分1901番地</p> <p>イ 氏名 石丸 丸重</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町田野々733番地</p> <p>イ 氏名 沖田 真太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。))に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和53年10月農林水産省告示第360号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第142号</p>
---	---	---

<p>平成30年10月高知県告示第798号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大月町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町古満目75番地 イ 氏名 米沢 徳恵</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大月町古満目132番地 イ 氏名 津野 喜久代</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和54年11月農林水産省告示第1686号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第143号 平成30年10月高知県告示第799号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原町井の谷950番地 イ 氏名 中越 テル子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 徳島市南田宮一丁目4番35号 イ 氏名 西森 清一</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保</p>	<p>安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和54年12月農林水産省告示第1872号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第144号 平成30年10月高知県告示第802号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を北川村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡奈半利町乙2652番地 イ 氏名 山中 梅子</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和55年10月農林水産省告示第1464号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第145号 平成30年10月高知県告示第804号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村小浜348番地1 イ 氏名 小松 晴子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村小浜725番地1の2 イ 氏名</p>	<p>松田 登</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村久保沼井114番地 イ 氏名 竹平 春樹</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村久保沼井128番地 イ 氏名 竹平 直治</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村久保沼井114番地 イ 氏名 竹平 伸</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡上葦生村久保沼井120番地 イ 氏名 山中 富江</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和55年12月農林水産省告示第1662号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第146号 平成30年10月高知県告示第810号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を四万十市役所及び三原村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市足代一丁目30番地1 イ 氏名 沢田 方子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村下長谷587番地 イ 氏名 中西 重信</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 徳島市山城西四丁目15番地 イ 氏名</p>
--	--	---

(4)ア 登記簿記載の住所
住所なし
イ 氏名
佐竹 和吉

(5)ア 登記簿記載の住所
幡多郡富山村大用66番屋敷
イ 氏名
佐竹 常次

(6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡大方町馬荷1891番地
イ 氏名
福留 清栄

(7)ア 登記簿記載の住所
住所なし
イ 氏名
佐竹 兼作

(8)ア 登記簿記載の住所
住所なし
イ 氏名
佐竹 幸平

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和52年8月農林水産省告示第794号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第147号
平成30年10月高知県告示第811号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成31年3月8日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
中村市手洗川1325番地
イ 氏名
山崎 慶多
(2)ア 登記簿記載の住所
中村市手洗川17番屋敷
イ 氏名

山崎 慶多
(3)ア 登記簿記載の住所
中村市手洗川1340番地、1341番地
イ 氏名
北原 治之助

(4)ア 登記簿記載の住所
中村市有岡1886番地
イ 氏名
中脇 育三

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和53年10月農林水産省告示第383号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第148号
平成30年10月高知県告示第820号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。
平成31年3月8日
高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者
(1)ア 登記簿記載の住所
高知市九反田13番10号
イ 氏名
山本 速水
(2)ア 登記簿記載の住所
青森市松原三丁目9番47号 エクセレンス松原305号
イ 氏名
山本 礼
(3)ア 登記簿記載の住所
東京都品川区北品川三丁目6番38号 グランクロー
ジュ御殿山302号
イ 氏名
山本 拓史
(4)ア 登記簿記載の住所
横浜市戸塚区平戸三丁目3番31号
イ 氏名
宮崎 遵
(5)ア 登記簿記載の住所
広島市安佐南区大町東一丁目12番11-302号

イ 氏名
宮崎 裕

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年1月農林水産省告示第54号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第149号
国土交通省国土地理院長から平成30年8月高知県告示第632号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成30年12月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成31年3月8日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第150号
国土交通省国土地理院長から平成30年8月高知県告示第633号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成31年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成31年3月8日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第151号
国土交通省国土地理院長から平成30年8月高知県告示第634号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が平成30年12月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
平成31年3月8日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第152号
国土交通省四国地方整備局土佐国道事務所長から平成30年12月高知県告示第965号(公共測量の実施の通知)で告示した公共測量が平成31年1月31日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
平成31年3月8日
高知県知事 尾崎 正直

公 告

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

<p>平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 区域及び期間 (1) 区域 高知市、安芸市、土佐清水市、安芸郡安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>(2) 期間 平成31年3月8日から平成32年3月20日まで</p> <p>2 森林病害虫等の種類 松くい虫</p> <p>3 行うべき措置の内容 松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。</p> <p>4 命令をしようとする理由 1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため</p> <p>5 その他必要な事項 (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。 (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。 (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。 (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。 (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一</p>	<p>部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することがある。</p> <p>~~~~~</p> <p>森林病害虫等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。 平成31年3月8日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 区域及び期間 (1) 区域 土佐清水市並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部木材増産推進課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>(2) 期間 平成31年3月8日から同年7月31日まで</p> <p>2 森林病害虫等の種類 松くい虫</p> <p>3 行うべき措置の内容 松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。</p> <p>4 命令をしようとする理由 1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため</p> <p>5 その他必要な事項 (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。 (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。 (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。 (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に</p>	<p>分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。 (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。</p>
--	---	--